

加古川駅周辺公共空間活用推進業務
プロポーザル募集要領

加古川市 都市計画部
加古川駅周辺再整備推進課
(令和8年4月)

1 趣旨

本市では、駅前広場を起点とした「居心地が良く、歩きたくなるまちなか」づくりを目指し、駅周辺の回遊性と賑わい創出を図る社会実験を複数年にわたって実施している。

令和7年度は、JR加古川駅南広場及び道路空間を対象に、滞在空間の創出をはじめ地域住民や来訪者が交流するイベント等を実施し、多様な利用シーンに対応できる公共空間の可能性を探るとともに、将来の空間づくりの参考として検討を進めてきたところである。

令和8年度は、加古川駅周辺再整備基本方針（令和7年8月策定）に示すまちづくり（みんなのひろばを核とした人中心の一体的なまちづくり等）に向けて、JR加古川駅南広場の活用手法の拡大を図るとともに、駅周辺における回遊性を高めるため対象範囲を駅周辺の都市公園に広げ、パブリックスペースのさらなる利活用、多彩な活動・多様な滞在の創出について検討を進める予定である。

これらを踏まえ、業務の実施にあたっては価格のみではなく事業者に係る企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者（以下「契約候補者」という。）及び契約候補者の次に契約の相手方となる候補者（以下「次点者」といい、契約候補者及び次点者を「契約候補者等」という。）を選定するものとする。

2 業務の概要

- (1) 業務名：加古川駅周辺公共空間活用推進業務
- (2) 業務内容：別紙、仕様書のとおり
- (3) 履行期間：契約締結日から令和10年3月15日まで

3 施行予定額（予算額）

提案上限額は次のとおりとする。なお、最低制限価格は設定しない。

- ・令和8～9年度（総額） 16,825,000円（税込）
- ※うち令和8年度の上限額 8,223,000円（税込）

4 プロポーザルの型式

本業務は、公募型プロポーザルにより契約候補者等を決定するものとする。

5 プロポーザル選定委員会の設置

契約候補者等の選定は、加古川駅周辺公共空間活用推進業務プロポーザル選定委員会設置要領に定める選定委員会が行うものとする。

6 契約候補者等決定までの流れ

- (1) プロポーザルへの参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、指定期日までに市に参加申込みをし、市から参加資格を有すると認められた者（以下「参加者」という。）の通知を受けた場合にプロポーザルに参加できるものとする。
- (2) 参加者は、指定期日までに市に企画提案書等を提出したのち、契約候補者等の選定を受けるものとする。

- (3) 市は、選定の結果、得点が上位1位となった者を「契約候補者」、上位2位となった者を「次点者」として選定し、まず契約候補者と期間を定めて企画提案の内容をもとに契約締結に向けて契約条件等について協議を行うものとする。
- (4) 上記(3)の期間内に市と契約候補者との協議が整わない場合は、市は次点者と協議を行うものとする。
- (5) 契約候補者等の選定に関する日程については、「15 日程」のとおりとする。

7 参加資格要件

参加者は、次のすべての要件を満たさなければならない。

入札参加資格	<ul style="list-style-type: none"> ・加古川市財務規則（昭和44年規則第13号）第76条第1項に規定する入札参加資格者名簿に登載されている法人であること。 ・地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。 ・加古川市の市税を滞納していないこと。また、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
入札参加停止措置	プロポーザル参加表明書の公募開始日から契約締結日までにおいて、加古川市指名停止基準（平成6年告示第166号）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
経営の安定性	<ul style="list-style-type: none"> ・電子交換所若しくは手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は、当該業務委託の参加表明前6か月以内に手形若しくは小切手の不渡りを出した者でないこと。 ・会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行っている者でないこと。 <p>ただし、手続開始の決定後、国の一般競争入札参加資格の再認定を受けている場合は除く。</p>
契約の相手方としての適格性	加古川市契約からの暴力団排除に関する要綱（平成24年3月16日総務部長決定）に規定する暴力団等でないこと。
その他	公平な競争の妨げになる行為、事実等がないこと。

8 説明会

説明会は開催しない。

9 参加申込・資格審査

(1) 参加申込

参加希望者は、「プロポーザル参加表明書」（様式1）に必要事項を記入、代表者印を押印のうえ、関係書類を添えて次のとおり担当課に提出すること。

①関係書類（ア～ウは各1部、エは6部を提出すること）

- ア 会社概要票（様式2）
- イ 加古川市市税確認承諾書（様式3）
（課税の有無にかかわらず、提出すること。）
- ウ 国税納税証明書（その3の3）
（写し可、令和8年4月1日以降に発行したものに限り）
- エ 会社概要（パンフレットなど任意）

②期 限：令和8年5月12日（火）17時必着

③方 法：担当課窓口へ持参または書留郵便による。持参の場合は、平日9時から17時まで提出のこと（12時から13時を除く）。※電子メールは不可。

④場 所：加古川市役所 都市計画部 加古川駅周辺再整備推進課
加古川市加古川町北在家 2000 番地（新館5階）

（2）資格審査

市は、受け付けたプロポーザル参加表明書等により、参加希望者が資格要件を満たしているかについて審査し、参加資格確認の結果について「参加資格審査結果通知書兼企画提案書等提出依頼書」又は「参加資格審査結果通知書」により、令和8年5月22日（金）までに参加希望者に通知する。

参加資格審査結果通知書を受領した者は、この決定について、通知日の翌日から起算して5日以内（土・日曜、祝日を除く。）に、書面をもって担当課に説明を求めることができるものとする。

（3）参加を辞退する場合

参加希望者又は参加者が参加を辞退する場合は、「プロポーザル参加辞退書」（様式4）に必要事項を記入、代表者印を押印のうえ、企画提案書の提出締切日までに担当課に提出するものとする。

10 質疑・回答

（1）質問の受付期限、方法及び提出先

①期 限：令和8年6月1日（月）17時まで

②方 法：「質問書」（様式5）に必要事項を記載し、電子メールにより提出する。

③提出先：seibisuishin@city.kakogawa.lg.jp

※電子メール送信後、事務局へ電話連絡を行うこと。

（2）質問への回答

令和8年6月8日（月）までに、電子メールで回答又は市ホームページに掲載する。

なお、参加資格要件を満たさないことが明らかな者からの質問へは回答しない。

11 企画提案について

（1）企画提案書等の作成

参加者は仕様書等に基づき、考えうる最適な方策を企画提案書等により提案するものとする。企画提案は1者につき1件とし、以下の書類を提出すること。

なお、企画提案書等に記載された内容については、見積書の金額に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。

①企画提案書の提出について

「企画提案書等提出届」(様式6)に必要な事項を記入し、代表者印を押印すること。

②企画提案書(表紙及び目次を除くA4版片面20ページ以内)

企画提案書等作成要領を参照のうえ、同要領に規定する項目順に作成すること。

③見積書及び見積内訳書

履行期間内に本業務内容を実施するための費用を、施行予定額の範囲内で作成する(任意様式で、代表者職氏名を記入し、押印のこと)。金額は消費税等込みの金額を記入すること。

(2) 提出部数

- ①企画提案書等提出届(様式6) 正本1部
- ②企画提案書(任意様式) 正本1部、副本7部
- ③見積書及び見積内訳書(任意様式) 正本1部

(3) 提出の期限、方法及び場所

- ①期 限：令和8年6月23日(火)17時必着
- ②方 法：担当課窓口へ持参または書留郵便による。持参の場合は、平日9時から17時まで提出のこと(12時から13時を除く)。※電子メールは不可。
- ③場 所：加古川市役所 都市計画部 加古川駅周辺再整備推進課
加古川市加古川町北在家2000番地(新館5階)
※ 提出期限を過ぎた企画提案書は受け付けない。
※ 郵送の場合、提出期限までに市に到着しなかったものは受け付けない。

(4) 企画提案書に対する質問

企画提案書等の内容について、市が参加者に問い合わせを行った場合は、問い合わせを受けた参加者は速やかに電子メールで回答するものとする。

12 プレゼンテーションと質疑応答について

(1) 企画提案書等に関する内容について、次のとおりプレゼンテーションを実施する。

開催日：令和8年7月7日(火)(予定)

開催時間については、「参加資格審査結果通知書兼企画提案書等提出依頼」とともに通知する。

場 所：加古川市役所(予定)

時 間：準備5分、説明20分、質疑15分を予定

- ① プレゼンテーションは、市に提出した企画提案書の内容により説明することとする。プレゼンテーションの中で企画提案書の一部を補足することは認める。その場合は、企画提案書に記載されている事項の補足に留めること。
- ② 資料の差し替え・追加の配布は認めない。ただし、誤字脱字等がある場合に限り、質疑応答時に説明をすることは差し支えない。
- ③ 企画提案書内の業務実施体制に名前のある実務担当者が必ず出席することとし、参加者は3名以内とする。
- ④ 市は、プレゼンテーション内容を録画又は録音することができる。

(2) 企画提案書等とプレゼンテーションに関して審査し、契約候補者等を選定する。

- (3) 審査結果については、参加者に審査終了後、7日以内に通知する。
- (4) 契約候補者に選定された者以外の者は、その理由について、通知日の翌日から起算して5日以内（土・日曜、祝日を除く。）に、代表者印を押印した書面をもって市に説明を求めることができるものとする。

13 契約候補者等の選定

契約候補者等の選定については、別紙、採点基準により契約候補者及び次点者を決定する。なお、合計点が同じ場合は、出席委員等の多数決で決定し、可否同数のときは、委員長が決定する。

また、価格点を除いた点数の合計が6割に満たない者は、契約候補者等に選定しない。

14 契約締結に向けての協議

(1) 仕様等の確定について

市は、契約締結に向けて契約候補者と協議を行うが、契約候補者の選定をもって契約候補者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものでない。協議において、必要な範囲内で企画提案書の項目の追加・変更及び削除を行ったうえ、本契約の仕様に反映させることができる。次点者においても同様とする。

(2) 契約金額について

契約金額は原則として、企画提案時に提出した見積額を超えないこととする。ただし、協議内容によってはこの限りではない。

(3) 契約書について

契約書は、市が用意したものを使用する。

(4) 契約保証金について

契約締結時は、契約金額の10分の1に相当する保証金を納付すること。

ただし、契約の相手方が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき等は、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。

15 日程

事務等の名称	日程・締切
参加申込期限	令和8年5月12日（火）17時（必着）
参加資格審査結果の通知	令和8年5月22日（金）まで
質問受付期限	令和8年6月1日（月）17時まで
質問に対する回答	令和8年6月8日（月）まで ※随時
企画提案書等提出期限	令和8年6月23日（火）17時（必着）
プレゼンテーション・質疑応答	令和8年7月7日（火）予定
選定結果等の通知	審査終了から7日以内
契約候補者との協議	令和8年7月21日（火）まで
次点者との協議 ※1	令和8年7月28日（火）まで
契約締結日	令和8年7月（予定）

- ※1 契約候補者との協議が整った場合、市は速やかに次点者にその旨及び次点者との協議を行わないことを通知する。

16 情報公開

選定の過程や評価結果については、加古川市情報公開条例（平成10年条例第27号）に基づき対応する。

加古川市情報公開条例に基づく公開請求があった場合、公開によりその者の権利、競争上の地位その他利益を害すると認められる情報を除き、原則として公開の対象文書となる。

17 その他

(1) 参加者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。

①提出書類の提出期限を過ぎた場合

②募集要領、企画提案書等作成要領に定める事項に違反した場合

③提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合

④募集要領に定める方法以外で市職員、選定委員等に対して本案件について接触をはかり、接触した事実が認められた場合

⑤その他公平な競争の妨げになる行為・事実があったと市が判断した場合

(2) 企画提案に要する費用は、すべて参加者の負担とする。

(3) プロポーザルの過程で得た情報等は本市に帰属し、市は調査手段等を含め公開・配付できるものとし（個人情報及び企画提案書の内容を除く）、参加希望者はこのことに同意のうえ参加申込をすることとする。

(4) 契約候補者となった場合、業務実績として本市の名前を挙げることは可能であるが、仕様書の公開等業務内容の詳細については本市の許可なく開示できないこととする。

(5) 提出された企画提案書等は返却せず、市の所有物として組織内で複写・配付を行う場合がある。

(6) 本要領に定めのない事項については競争性、公平性を考慮のうえ、適宜市が判断するものとする。

18 担当課・問い合わせ先

加古川市役所 都市計画部 加古川駅周辺再整備推進課 担当：坂本、村上、樋口

電話：079-427-3153

FAX：079-422-8192

E-mail：seibisuishin@city.kakogawa.lg.jp

19 施行期間

本要領は、令和8年4月7日から施行し、選定委員会が契約候補者等の選定を終了したことをもって廃止する。

以上